

[事案 2019-79] 新契約無効請求

・令和2年3月6日 裁定終了

<事案の概要>

申し込みをしていない契約であることを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成24年8月に契約した特別養老保険について、自分は申込手續に関わっておらず、申込手續書類は偽造されたものであり、契約は不成立であるから、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

募集行為に不適切な点はなく、また、申立人は契約後6年半の期間、本契約について特段の申出もないことから、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手續

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込み当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および被保険者である申立人の子、ならびに募集人2名の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手續の結果、申立人が主張する事実を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手續を終了した。